

# 新型コロナウイルス感染症対策に関する重点提言

新型コロナウイルス感染症対策に万全を期するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 新型コロナワクチン接種について

### (1) オミクロン株対応ワクチン接種について

1) オミクロン株対応ワクチンについては、B A. 1株対応とB A. 4/5株対応の2種類が供給されているが、より多くの対象者に迅速かつ円滑な接種を進めるためには、B A. 1株対応ワクチンとB A. 4/5株対応ワクチンの効果は同等であり、できる限り早く接種することが重要であることの周知を一層徹底すること。

2) オミクロン株対応ワクチン接種に係る有効性や副反応等の知見やデータについて、国において、情報収集し、逐次、国民に対し、わかりやすく情報発信すること。

(2) 生後6か月から4歳の乳幼児への接種や5歳～11歳の小児への追加接種等の子どもへの接種が円滑に進むよう、保護者等に対してわかりやすく適切な情報発信を行うとともに、都市自治体や医療機関等に対して、必要な支援を行うこと。

(3) ワクチン接種を円滑かつ迅速に進めるため、引き続き、医療機関への支援を行うなど、協力を働きかけること。

また、医療従事者が不足している地域において、医療従事者を確保できるよう、引き続き、広域的な支援策等を講じること。

さらに、接種体制の構築に要する経費については、都市自治体に負担が生じないように、引き続き、全額国費による財政措置を講じること。

(4) ワクチン接種後の副反応により健康被害が生じた場合について、早期かつ適切に救済されるよう必要な措置を講じること。

(5) ワクチンの未接種者が不当な取扱いを受けることがないように、国として、周知・啓発等の必要な対策を講じること。

(6) 有効期限が切れたワクチンについては、国民の安全を第一として、使用せずに廃棄すべきである旨を、国としても適切に情報発信すること。

(7) 国において、国民に対し、ワクチンの種類や安全性・有効性、副反応等

の知見やデータ等をわかりやすく情報発信するとともに、若年層に更なる接種勧奨を行うこと。

- (8) 数次にわたる新型コロナワクチン接種において、ワクチンの種類や接種対象者等の取扱いが複雑化し、都市自治体や医療機関等の現場で混乱が生じている。接種間隔が3か月に短縮されたことも踏まえ、先々を見据えたワクチン接種の在り方に係る方針等を早期に示すこと。

また、今後も必要な量のワクチンを供給するとともに、供給スケジュールや接種対象者等、計画策定や体制整備に必要な情報を具体的かつ早期に明示すること。

## 2. 医療提供体制の確保と財政措置の充実について

- (1) 十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークの整備や医師・看護師等の派遣等による医療人材等の確保について、国・都道府県・市町村が連携した広域的な支援体制を構築するとともに、重症患者の搬送に必要な感染防止資機材や車両・人員等の体制強化について、十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症病床を確保するため、受入医療機関において必要となる経費等に対して、きめ細かで十分な財政措置等を講じること。

- (2) 受診抑制等によって、経営状況に影響が及んでいる公立・公的病院等に対しては、地域医療を守る公立・公的病院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。

- (3) 地域の医療機関における発熱外来に係る診療体制の整備に対して、引き続き、財政支援を講じること。

- (4) 今後の感染拡大に備え、PCR検査等に係る人材確保、必要な資機材の確保・供給等、検査体制を確保するとともに、都市自治体が実施する検査に要する経費等について、財政措置を講じること。

- (5) 感染拡大防止策を担う保健所について、保健師や臨床検査技師等の人材不足が課題となっていることから、人材確保及び体制強化に資する十分な支援措置を講じること。

また、感染症拡大に伴う業務増大により、保健所が機能不全に陥らないようにするため、関係団体等から円滑に協力が得られるよう、連携を強化

すること。

(6) 入院を要さない軽症患者が自宅や宿泊施設においても安心して療養できるよう、自宅療養者の療養体制支援・強化に資する財政支援策を講じるとともに、宿泊療養施設等の入院待機施設の確保についても十分な財政支援や人材支援の対策を講じること。

(7) 国産ワクチン・治療薬等の一日も早い実用化に向け、研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うとともに、科学的知見に基づき早期に承認し、十分な量を供給すること。

また、新たなワクチン・治療薬等に関する正確な情報の迅速な発信に努めること。

(8) 患者の入院医療費及び移送費について、都市自治体に負担が生じないよう、十分な財政措置を講じること。

### 3. 感染症対策の改善等について

(1) 新型コロナウイルス感染症対策におけるこれまでの経験を踏まえ、感染症法等の必要な制度の見直しについては、自宅・宿泊療養者等への健康観察及び生活支援をはじめ、保健所・医療機関・市町村の役割分担や運用のスキーム等について、都市自治体や関係者等の意見を十分に聞き、国において明確な方針を策定すること。

また、地域の実情に応じた機動的な感染症対策を実施するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく権限を財源と併せて指定都市に移譲することについても、十分検討すること。

さらに、新たな感染症の発生に耐え得るよう、医療提供体制及び保健所体制を強化すること。

(2) 新型コロナワクチン接種については、国の方針決定や都市自治体への情報提供が遅れたことに加え、国の方針が二転三転し、現場に様々な混乱が生じたことから、感染症対策に係る政策について、国は、感染症対策の司令塔として、的確な政策判断のもと、可能な限り事前に正確かつ具体的な情報を都市自治体に示すとともに、現場の事務負担を軽減するよう配慮すること。

### 4. 生活インフラ等に関する支援について

- (1) 地域公共交通は、住民生活や地域経済活動に不可欠で重要な社会基盤としての役割を担っていることから、コロナ禍等の影響を受けている各種交通事業者や空港運営事業者に対して、持続的かつ安定的な経営を維持できるよう積極的な支援を講じること。

また、都市自治体が引き続き独自に交通事業者への支援策を実施できるよう十分な地方財源を確保すること。

- (2) 建築物の利用における感染リスクを減らすため、「新しい生活様式」に対応した改修等に係る財政措置を講じること。

## 5. 社会福祉に関する支援について

### (1) 介護保険制度に関する支援について

- 1) 介護事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、対策に要する費用や必要な物資の供給等について、引き続き、財政措置を含めた適切な支援措置を講じること。
- 2) 新型コロナウイルス感染症の影響により介護職員不足が更に深刻となっていることから、介護事業所において安定的なサービス供給量を確保するため、引き続き、実効ある人材確保策と併せて、必要な財政措置を講じること。
- 3) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険料の減免については、減免を必要とする被保険者が適切に対象となるよう基準を見直すとともに、減免分の全額を財政支援すること。

### (2) 国民健康保険制度に関する支援について

- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合においても、国民健康保険制度の持続可能な財政運営が行えるよう、国において必要な財政措置を講じること。

また、特例的な診療報酬改定による保険者の財源不足については、国による財政措置を講じること。

- 2) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険料（税）の減免については、減免を必要とする被保険者が適切に対象となるよう基準を見直すとともに、減免分の全額を財政支援すること。
- 3) 新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者に支給さ

れる傷病手当金に対し、支給額の全額を補助する制度の継続や支給対象者の拡大等を図ること。

### (3) 生活保護・生活困窮者への支援について

1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、失業・休業、減収、住居喪失等の厳しい状況に置かれ、生活が困窮し、あるいは生活保護を受ける市民が一定程度存在することから、生活支援や心のケア等の充実強化を図るため、十分な財政措置を講じること。

また、支援の窓口として重要な役割を担う社会福祉協議会について、体制強化や活動の充実に必要な支援策を講じること。

2) 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響により支給件数が増加し、都市自治体の財政負担が大きくなっていることから、十分な財政措置を講じるとともに、同感染症が収束し、雇用状況が改善されるまでの間、継続して支援を行うこと。

また、社会福祉協議会の実施する緊急小口資金貸付等について、今なお厳しい生活下にある借受人に対し償還免除を確実に実施するとともに十分に配慮すること。

### (4) 障害福祉サービスに関する支援について

障害者施設等の事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、人材確保や十分な財政措置を講じること。

また、ICTを活用した運営等に係る支援の充実を図ること。

## 6. 子ども・子育てに関する支援について

(1) 今後、まん延防止等重点措置により保育園等利用者に対して登園の自粛要請等を行った場合、保護者の保育料等の減免によって生じる負担について、必要な財政措置を講じること。

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園及び放課後児童クラブに対し、衛生面や感染症予防に関する情報提供及び感染防止対策に必要な財政措置を講じること。

(3) 今後、医療従事者や介護サービス従事者に対する支援を講じる際は、児童福祉施設、放課後児童クラブ等の職員も対象とすること。

(4) 子育て世帯の保護者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、取り

残された保育を要する児童等を受け入れるための体制の整備に必要な支援措置を講じること。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る子ども・子育て支援交付金の特例措置分については、国の責任において全額措置すること。

(6) 子育て世帯の経済的負担の軽減のため、財政支援策の更なる充実・拡充等必要な措置を講じるとともに、制度の簡素化を図ること。

7. 融資の返済猶予、返済負担の軽減などについて、事業者の実情に応じて柔軟に対応するなど資金繰り支援を強化すること。

8. 新型コロナウイルス感染症の影響により都市自治体を実施する様々な児童生徒のための取組に対し、人的支援及び十分な財政措置を講じること。

9. コロナ禍における自殺も含めた総合的な自殺対策について、都市自治体が十分な施策を講じることができるよう、財源の確保や人材育成等の支援を強化すること。

10. 海外からの渡航者及び労働者への検査の徹底等、空港・港湾における水際検疫体制を強化すること。

また、入国後に発症した患者への対応やそれに要する費用負担については、国の責任において対応するよう万全の措置を講じること。

11. 感染防止に資する医療用・衛生用物資や検査キット等について、引き続き、生産・供給体制を整備・維持するとともに、特に医療機関を優先したうえで、介護施設、保育施設、教育の現場、都市自治体等において適切な感染防止対策が講じられるよう、必要な物資等を供給すること。

また、都市自治体を実施する感染防止対策等に要する経費については、適切な財政措置を講じること。

12. 新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う地方財源の確保

(1) 新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、疲弊した地域経済の回復を図るとともに、現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体

において、新たな対策やきめ細かな行政サービスを実施できるよう、今後の感染状況や経済状況等を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとして、十分な地方財源を確保すること。

- (2) 特別交付税の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響にかんがみ、個別都市自治体の財政需要や財政収入をきめ細かに聴取し、的確に反映すること。

### 13. 感染症対策に係る国民への適切な周知・啓発等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関して、国として、変異株等の知見を収集し、国民が正しい知識を得て正しく恐れることができるよう、十分な広報・啓発を図ること。
- (2) 感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないように、継続的な広報や教育・啓発、適正な報道の在り方に係る検討、相談窓口の充実・強化など、必要な対策を講じること。

## 地域経済再生の実現に関する重点提言

物価高騰に対応し、地域経済の再生を実現するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 事業者支援の充実

(1) 地域の事業者はコロナ禍に加え、物価高騰の影響も重なり厳しい経営を強いられ、経営の回復には多くの時間を要することから、経営の安定化に向けた各種支援策について、今後も幅広く、長期的かつ継続的に実施するなど充実・強化すること。

また、ポストコロナに向けた事業の再構築や生産性向上のための設備投資など前向きな取組を後押しする支援策を強力に推進すること。

(2) 融資の返済猶予、返済負担の軽減などについて、事業者の実情に応じて柔軟に対応するなど資金繰り支援を強化すること。

2. 電力、ガス、燃料油などのエネルギー価格の急激な上昇により影響を受けた生活者や事業者の負担を軽減するため、国において価格高騰の激変緩和措置を速やかに実施するとともに、その効果を十分に勘案したうえで、今後の対策についても柔軟に対応すること。

3. 肥料・飼料・燃料油をはじめとする生産資材等の価格高騰により、生産コストが上昇し、農林漁業者の経営を圧迫していることから、今後も状況の推移を見つつ、これら価格高騰対策を継続・拡充するとともに、肥料・飼料等の国産化の推進等により、危機に強い安定供給体制を構築すること。

### 4. 観光の活性化支援

(1) 観光立国の復活に向けて、新型コロナウイルス感染症の対応に留意しつつ、インバウンドの回復・拡大に向けた取組を推進するとともに、地域経済が回復するまで、旅行やイベント支援をはじめとする国内需要喚起策が継続的に実施できるよう、十分な予算を確保し、地域の「稼ぐ力」が強化されるよう支援すること。

## (2) 旅行者に対する受入環境整備等

- 1) すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。
- 2) 観光施設等における多言語対応や無料W i - F i等の通信インフラなど、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。
- 3) 訪日誘客の推進を図るため、空港及び港湾への支援を充実するとともに、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線やクルーズ船の誘致など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。
- 4) デジタル技術を活用したM I C Eの開催に必要な通信環境整備等に対する支援を行うこと。

## (3) 地域の観光業に関わる事業者の資金繰り等、経営の安定化に向けた支援策を長期的かつ継続的に講じること。

- (4) 地域観光の回復に向けて、都市自治体が観光事業者を支援できるよう、引き続き十分な地方財源を確保すること。
- (5) 観光地としての国際競争力を高めるため、農林水産物、自然景観、歴史まちづくりなど地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

## 5. 交通事業者等への支援

- (1) エネルギー価格高騰の影響を受けている公共交通事業者は料金への転嫁が困難であるため、負担を軽減するための支援を充実すること。
- (2) 燃料油価格等が高騰する中、利用料金等への価格転嫁が困難な、中小規模の運送業者等に対する支援を講じること。

## 6. 公共事業の計画的な実施に支障が生じることのないよう、現下の資材価格高騰等を踏まえ、補助限度額の引上げを行うとともに、必要な財源を確実に確保すること。

## 7. 積雪寒冷地では燃料油価格等の高騰による影響が大きいことから、生活者や事業者の負担を軽減するため、国において価格高騰の激変緩和措置を速やかに実施するとともに、その効果を十分に勘案したうえで、今後の対策につ

いても柔軟に対応すること。

#### 8. 社会福祉に関する支援

- (1) 社会福祉施設について、施設の整備や安定的な事業運営のため、国による財政措置等の必要な支援を講じること。
- (2) 物価高騰に直面する子育て世帯に対し、継続して支援を行うこと。
- (3) 原油価格・物価高騰等に直面する生活困窮者に対し、継続して支援を行うこと。
- (4) 光熱費や食材料費の高騰によって、公立病院等の医療機関の経営を圧迫しているため、地域医療提供体制に影響を及ぼすことのないよう、適切な財政支援を講じること。

# 東日本大震災からの復興に関する重点提言

東日本大震災からのすみやかな復興を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (2) 災害援護資金貸付制度において、償還免除できる規定が定められているが、地方自治法による徴収停止や、地方税法による滞納処分執行停止に相当する場合についても、自治体が償還免除とすることができるよう免除要件を改めること。

また、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備すること。

さらに、自治体が、当該貸付金の支払を猶予した場合は、自治体から国への償還期間を延長すること。

あわせて、債権回収に向けた自治体個々の取組に対し支援を行うとともに、早期に国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

- (3) 防災集団移転促進事業で取得した移転元地の活用を推進するための支援策を継続するとともに、適切な財政措置を講じること。

## 2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 東日本大震災特別家賃低減化事業については、建物管理開始から10年間とされているが、低所得者の生活の維持のため、現状の制度を堅持し、更なる支援延長を講じること。

また、入居者の状況に応じた自治体独自の家賃の減免について支援すること。

さらに、災害公営住宅家賃低廉化事業については、令和3年度において見直された補助水準を維持するとともに、今後安定的に財政支援すること。

- (2) 震災によるPTSDを抱える児童生徒への対応等について、長期的な支

援が必要不可欠であることから、養護教諭や就学援助の増加等に対応する事務職員も含めた加配の充実を図ること。

- (3) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、加配教員を継続し、弾力的な学級編成を可能とすること。
- (4) 被災児童生徒就学支援等事業について、令和5年度以降も全額国費による支援を継続すること。
- (5) 生活再建に向けた各種支援施策を、被災自治体や被災者を支援する団体等が継続的、安定的に実施できるよう、「被災者支援総合交付金」等について、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。

### 3. 地域産業の復興・再生について

被災地の自立に向け、先進技術の導入や地域資源の活用など、地域産業の復興に係る支援措置を充実すること。

また、被災地への新産業の集積等、特段の措置を講じることにより、交流人口・関係人口、移住者の拡大を図ること。

### 4. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 医療・防災面などの地域の安全・安心な暮らしの確保を含め、被災地の復興再生を図るため、復興道路及び復興支援道路と連結した幹線道路網や復興関連道路の整備を促進すること。
- (2) 被災地の復興を加速化させるため、鉄道事業者と連携し、鉄道の利便性向上を図ること。
- (3) 被災地における下水道施設（排水機場）の維持管理等に係る十分な財政措置を講じること。
- (4) 災害廃棄物を受け入れた最終処分場周辺のモニタリングに係る財政措置を講じること。

# 東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興と 原子力安全・防災対策に関する重点提言

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束を図るとともに、原子力災害から国民の命を守る第一義的責任は国にあることを十分に踏まえ、原子力安全・防災対策の充実を図るとともに、第2期復興・創生期間以降においても、切れ目なく安心感を持って復興を進めることができるよう、国はその責任と財政負担により、特に次の事項について万全の措置を講じられたい。

## 1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

### (1) 原発事故に関する対応への財政措置等

1) 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費負担により強力に推進すること。

また、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

2) 第2期復興・創生期間以降においても、切れ目なく復興を進めることができるよう、十分な体制、柔軟な制度とともに、安定的な財源を確保すること。

3) 福島再生加速化交付金及び被災者支援総合交付金を継続するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、両交付金について、対象地域を拡大すること。

4) 原発事故に伴う固定資産税及び都市計画税等の税収の減収分については、必要な財政措置を講じること。

### (2) 放射性物質対策等

1) 放射性物質汚染廃棄物等の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任を持って対応するとともに、基準値以下の汚染廃棄物についても、指定廃棄物と一体的な処理を行うこと。

2) 除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良など必要な道路・交通対策を実施すること。

3) 除去土壌の搬出困難案件について、将来的に搬出が可能となった際に柔軟に対応できるよう制度設計を行うこと。

- 4) 河川・湖沼等における除染については、実効性の高い除染技術を確立するとともに、必要な財政措置等を講じること。
- 5) 除染作業員の安全が確保されるよう除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度を充実すること。
- 6) 「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定解除後に新たに発生した事案等に対し、国の責任において迅速かつ確実な除染等の対応ができる体制や制度の構築を図ること。
- 7) 仮置場としての利用を終えた用地への集会所など住民の福祉向上に資する施設整備に対し、財政措置を講じること。
- 8) 農林業系汚染廃棄物については、処理加速化事業を継続するとともに、技術的支援等により、その処理が完了するまで支援すること。

### (3) 廃炉・汚染水・処理水対策

- 1) 福島第一原子力発電所の廃炉対策については、事業者任せることなく国が前面に立ち、国内外からの英知を結集し、安全かつ確実に行うこと。

また、汚染水対策については、国が主体的に取り組み、風評被害防止等に関する措置を確実に実施すること。

- 2) ALPS処理水の処分については、国内外の理解を得るための正確な情報発信を強力に行うとともに、国の責任で適切に処理すること。

あわせて、水産業をはじめとした関係各産業への新たな風評被害を発生させないための対応について、対策費用面も含め具体的に明示し、国民の理解が得られるようにすること。

さらに、処理水については海洋放出によらない新たな処理・保管方法を国の責任で検討するとともに、トリチウムを分離する技術の確立に向けて積極的に検証を進め、放射性物質の測定に係る費用については、令和5年度以降も国の予算措置を継続すること。

また、処理水等に関する市町村への積極的な情報提供とともに、国民への丁寧な説明等を行うこと。

- 3) ALPS処理水の取扱いについて、新たな風評被害を発生しないための万全の対策を取ってもなお、風評被害が発生する場合には、被害の実態に見合った賠償が確実になされるよう、東京電力を指導するとともに、国が前面に立って対応し、早急に具体的な賠償の枠組みを示すこと。

また、都市自治体が実施する新たな風評被害を最小にとどめるための対策に係る費用についても賠償の対象とすること。

さらに、農林水産業、観光業のみならず、あらゆる業種において、損害の範囲を幅広く捉えた対応を行うとともに、賠償請求に係る損害の立証については、事業者の負担とならない簡便かつ柔軟な方法により迅速に対応し、具体的な手法を明示すること。

原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、ALPS処理水の処分に関する基本方針の決定による様々な状況変化を捉え、具体的な調査等を行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。

#### (4) 原発事故に伴う損害賠償の迅速かつ適正な実施

- 1) 原発事故に伴う損害賠償請求については、国及び事業者の責任により、完全賠償すること。

また、すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。

- 2) 住民が慰謝料等を求めた集団訴訟において、最高裁判所の決定により複数の控訴審判決が確定したことを受け、原子力損害賠償紛争審査会において確定した内容について具体的な調査・分析が行われ、「中間報告」が示されたところであるが、混乱や不公平を生じさせないように、引き続き、「指針」の見直しを含め適切に対応すること。
- 3) 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により、完全賠償すること。
- 4) 原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の賠償基準を明確にし、確実かつ迅速に賠償するよう東京電力を強く指導すること。
- 5) 原発事故を起因とする財物損害については、福島県の避難指示区域に限定することなく、すべての被災者が原子力損害賠償紛争解決センターを経由せず、東京電力への賠償請求を可能とすること。
- 6) 商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、依然として出荷制限や風評被害により厳しい状況に置かれていることを踏まえ、十分な賠償を

確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。

7) 住民や企業等が自ら行った放射性物質検査費用及び除染経費については、完全賠償するよう東京電力を強く指導すること。

8) 住民が放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされている現状を受け止め、平成24年9月以降の精神的損害については、迅速かつ誠実に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

9) 被災者に対する総合的かつ継続的な相談体制の確保を図るため、国及び事業者が主体となり、各種窓口を一元化するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を福島原子力補償相談室に常駐させること。

#### (5) 食品等の安全確保対策への支援

モニタリング体制の維持・充実を図りながら、農林水産物等に係る放射性物質検査体制の充実や積極的なPRなど地域と連携した取組を推進すること。

#### (6) 医師確保対策

原発事故以降深刻化している医師・看護師等及び介護スタッフの人材不足を解消するため、人材確保に取り組む関係自治体等への財政措置を継続すること。

#### (7) 住民の健康確保

1) 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特に子ども及び高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じるとともに、これらの対策の実施に当たっては、被災自治体に対する説明と意見交換を行うこと。

また、住民の帰還に向け、被災地における子育て環境を整備すること。

2) 内部被ばく・外部被ばく検査など、長期的な健康管理に要するすべての経費について財政措置を講じること。

3) 甲状腺検査を含む放射線による健康影響調査について、調査結果の客観的妥当性を確保するため、被ばくと健康影響の因果関係を検証すること。

4) 放射能に関する国民の正しい理解を促進するため、例えば高等学校の入学試験に放射能に関する出題を行うなど、教育の現場において幅広い角度からより実践的な取組が行われるよう努めること。

また、放射能による健康や環境に対する影響やALPS処理水の取扱

いについて正しい情報を発信することにより、国内外の風評を払拭すること。

5) 原子力災害時において、迅速な対応が図られるよう安定ヨウ素剤の配備並びに服用時期や服用量などの服用方法の具体的な基準を示し、的確な配布体制の確立等、万全の措置を講じること。

6) 原発事故による人口移動に伴う公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を講じること。

#### (8) 自主避難者等への支援

自主避難者等への支援については、避難者の所在地等の情報を確実に把握したうえで、個々の生活再建状況等に応じて、住宅確保及び就業支援等の施策を着実に推進すること。

#### (9) 風評被害対策

1) 農林水産物など各分野の風評被害を解消するため、国内外に対し安全性や魅力をPRするなど風評被害払拭に向けた積極的な施策を実施するとともに、都市自治体の取組に対し、十分な財政措置を講じること。

2) 海外での風評被害に対して、我が国の水産物の安全性が確保されている等を示し、科学的根拠に基づかない輸入制限措置等の対応が採られないことがないよう、国の責任において積極的に働きかけるとともに、その影響を受けた漁業者に対する支援を講じること。

## 2. 原子力災害からの復興・再生

### (1) 産業復興の推進

1) 被災地における地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、企業誘致に係る財政措置の拡充等を図ること。

また、被災地域の経済を支える既存企業に対しても、同様の措置を講じること。

2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、依然として工場等の増設が不十分な地域もあることから、重点化された地域のみならず、その他の地域においても支援を継続すること。

また、工業団地整備及び産業集積拠点を結ぶインフラ整備に対する財政支援を講じること。

3) 風評被害の影響等により落ち込んだ観光客の回復を図るため、国内外

への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者等の誘客、さらには、観光地の整備などハード・ソフト一体となった観光施策を推進すること。

- 4) 原発被災地における鳥獣被害については、年々拡大し、単一の市町村だけでの対策では限界があることから、国が主体となり、広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を講じること。

また、捕獲後の鳥獣の解体については、減量化処理施設の整備に係る財政措置など負担軽減のための必要な施策を講じること。

さらに、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、その被害が広域化かつ深刻化していることから、被害防止体制の強化が図れるよう十分な財源を確保するとともに、国と県が連携して対策を強化すること。特に、その捕獲に係る助成金について、成獣・幼獣の区別をなくすこと。

- 5) 復興特区制度については、一層の企業活動の活性化や雇用促進を図るため、税制上の特例措置を拡充すること。
- 6) 原発事故により、しいたけ等の原木等の出荷が制限されている地域において、20年先を見据えた森林資源の利活用・地域再生に向け、森林整備が図られるよう十分な財源を確保するとともに、事業実施体制の維持・強化のための人的支援を行うこと。
- 7) 農産物のお荷制限による損害を受けた産直組織等が行う賠償請求事務について、事務の簡素化等、生産者の負担にならない賠償請求事務が行えるようにすること。
- 8) 都市自治体が行う水田から畑地への転換に係る取組について、小規模農地においても福島再生加速化交付金の対象とする等、十分な財政支援をすること。

また、園芸作物・畑作物について、被災地域全体で振興が図られるよう、十分な財政支援を行うこと。

## (2) 新たな産業と雇用の創出

- 1) 福島新エネ社会構想の実現に向けて、洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大や水素の活用等に係る総合的かつ積極的な支援を行うこと。なお、太陽光発電等の発電設備の導入や管理について、実態を踏まえた対策を講じること。
- 2) 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の更なる

推進を図るため、産業集積や人材育成などの具体的な取組を強力に実施すること。

### 3. 原子力安全・防災対策の充実

原子力災害から国民の命を守る第一義的責任は国にあることを十分に踏まえ、原子力安全・防災対策の充実に向け、国はその責任と財政負担により、次の事項について万全の措置を講じること。

#### (1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保等

1) 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価については、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に必要な科学的知見の整備・蓄積を行い、更なる高度化を図ること。

さらに、原子力発電所における不適切事案について、迅速に公表する仕組みを構築し、原子力発電所の透明性向上に取り組むとともに、原子力事業者の適格性について、継続的かつ厳格に評価、指導すること。

2) 高レベル放射性廃棄物の処分については、課題解決に向けて、国が前面に立って取り組むこと。

3) 核燃料サイクル施策の将来展望を具体的に示し、安全性や必要性を国民に丁寧に説明すること。

4) 原子力発電所の廃止措置については、立地及び周辺自治体の意見を聴取のうえ、安全を第一義として厳正に対処すること。

5) 原子力発電所の稼働に係る判断に当たっては、新規制基準を厳格に適用することはもとより、周辺地域の意見を十分に尊重すること。

#### (2) 原子力防災体制の充実強化

1) 原子力関係施設に係る地震・津波対策など新規制基準を厳格に適用することはもとより、原子力防災対策については、UPZ圏にとらわれることなく、関係自治体等の意見を積極的に取り入れ、原子力災害対策指針等の不断の見直しに努めるなど、その充実を図ること。

また、原子力発電所に関する十分な説明・情報提供及び原子力事業者に対する指導・監督の強化により、周辺住民や自治体の不安解消に努め

ること。

- 2) 地域防災計画及び避難計画の実効性を高めるため、国は、原子力災害対策指針における未解決の課題に係る方針を示すとともに、避難行動要支援者を含めた住民等の避難など広域的な対策が必要な課題について、国・県等が連携して支援すること。

また、感染症流行時及び大雪時における具体的な避難のあり方を示した実施ガイドラインの継続的な改定、各自治体における対応に必要な財政支援を行うこと。

さらに、都市自治体における原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

- 3) 大気、海水、農地及び農水産物等に対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性について、的確な情報を迅速に発信すること。

また、モニタリング体制の強化等について、被災自治体の影響を考慮し、十分な支援措置を講じること。

- 4) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、十分な財政措置を講じるとともに、都市自治体の実態に配慮した仕組みにすること。

- 5) 原子力施設の安全確保及び防災対策に関する「安全協定」の位置付けを明確にすること。

- 6) 原子力安全規制に携わる人材の増強及び育成を行い、現場における規制体制を強化すること。

- 7) 地域防災力の向上のため、都市自治体における原子力防災担当職員等の対応能力の向上、原子力防災教育の充実及び避難訓練の実施に加え、災害時における原子力に関する専門的知識を有する職員の確保等の取組を支援すること。

4. 原子力発電について、長期的視点に立った将来のあり方を明確にするとともに、国民に対し責任ある説明をすること。

# 国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する重点提言

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 国土強靱化に向けた取組の充実強化について

- (1) 近年頻発する大規模災害にかんがみ、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」後も中長期的見通しのもと、国土強靱化の取組が着実に推進できるよう、次期「国土強靱化基本計画」を速やかに策定するなど、引き続き対策を講じること。

- (2) 道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を地方においても集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保するなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。

また、緊急防災・減災事業債については、引き続き防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、対象事業を拡大する等の地方財政措置の拡充を図ること。

## 2. 地震・津波・火山対策の充実強化について

- (1) 地域における地震・津波・火山等災害防災対策を着実に推進するため、被害を最小限とする「減災」の視点を取り入れた社会資本整備を国直轄で推進すること。
- (2) 発生が懸念されている地震・津波の被害想定調査を早急を実施し、各都市自治体に示すとともに、シミュレーション映像を活用するなど、国民に対する効果的な啓発に取り組むこと。

また、地域防災計画の見直し、防災拠点施設、ハザードマップの整備、液状化対策等、都市自治体における防災・減災対策に対して十分な財政措置を講じること。

- (3) 津波避難タワーや道路法面を利用した津波一時避難場所などの避難施設、

避難路の整備、津波避難訓練等、津波対策に対して財政措置を拡充すること。

- (4)「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による津波避難対策特別強化地域における防災対策を推進するため、津波避難対策特別強化地域の指定による国の補助の嵩上げ対象について、対象範囲及び財政措置を拡充すること。また、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による津波避難対策の強化については、積雪寒冷地域の課題を踏まえて、十分な財政支援を行うこと。

さらに、防災集団移転促進事業や津波防災拠点整備事業について、対象事業や財政措置を拡充すること。

- (5) 大規模地震発生時における火災の発生を抑制、住宅火災による被害の軽減を図るため、感震ブレーカーの設置促進など、必要な措置を講じること。
- (6) 火山活動の常時監視・観測体制を強化するため、観測施設の整備及び火山専門家の育成を図ること。
- (7) 火山活動による広域的な被害が想定される場合の具体的な避難先の明示や避難路・退避壕等の整備拡充、降灰の除去をはじめ火山灰の仮置き場や処分場の確保・調整等の降灰対策、幹線道路閉塞時における避難・救助活動等の制約の早期解消に向けた体制強化のための支援措置を講じること。

### 3. 豪雨対策の推進について

- (1) 気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方に基づき、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

また、地方自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

- (2) 近年の降雨の状況を踏まえ、排水機場や排水ポンプ車の増強をはじめとする排水処理体制の充実など、内水浸水対策の強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。
- (3) 近年の豪雨災害を踏まえ、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、気象観測体制の強化、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資

する新たな技術を活用した防災情報の高度化などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

#### 4. 土砂災害の防止について

- (1) 土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、十分な予算を確保すること。
- (2) 盛土による災害防止のため、盛土規制法の円滑な実施に向け、関係省庁が連携して、地方自治体や土地所有者等の取組に対する支援・普及啓発などに取り組むこと。
- (3) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、採択要件の緩和など財政措置を充実すること。
- (4) 土砂災害警戒区域等の住宅・建築物の改修・移転等に係る支援制度を充実すること。

また、避難場所として指定をしている施設等を土砂崩れ等の災害から守るため、補強等施設整備に係る財政措置を充実すること。

#### 5. 雪寒対策の推進について

- (1) 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策をはじめ除雪業者の除雪待機費用などにも対応できるよう財政措置を拡充するとともに、雪寒指定道路以外であっても除排雪経費に係る財政措置を講じること。

また、豪雪地帯では道路施設等の破損が激しいため、維持、修繕及び更新に係る財政措置を充実するなど、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の拡充を図ること。

- (2) 人口減少・高齢化の顕著な雪寒地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろし体制づくり等を積極的に支援すること。

#### 6. エネルギーの安定供給の確保等について

- (1) 大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源の整備に係る支援、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。
- (2) エネルギー供給リスクの分散、バックアップ機能の強化のため、広域天

然ガスパイプライン、液化天然ガス（LNG）の受入基地等のエネルギーインフラの整備や広域的な燃料供給体制の構築に当たっては、国が主導的な役割を果たし、地理的バランスを確保しつつ、積極的に推進すること。

## 7. 防災・減災対策の充実強化について

### （1）防災拠点となる庁舎や避難所等の機能強化

1）近年、大規模災害の発生が懸念される中、その緊急性にかんがみ、災害時の都市自治体の業務継続性確保の観点から、防災拠点となる庁舎の建替え等について、財政措置を拡充するなど、その円滑な実施に資する特段の措置を講じること。

また、避難所等の耐震化を一層推進するため、体育館、公民館等の公共・公用施設や災害拠点病院の建替え、大規模改修等についても、財政措置を拡充すること。

2）指定緊急避難場所及び指定避難所の整備、備蓄物資の確保、冷暖房器具や発電機等の非常用設備の導入、バリアフリー化等、機能強化に係る財政措置を拡充するとともに、地域の実情に応じ、被災者支援体制を充実強化するための必要な措置を講じること。

### （2）避難対策に関する支援

1）災害対策基本法に定める避難指示等について、住民が一層適切な避難行動をとれるよう都市自治体の取組を支援すること。また、避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定に当たっては、平時から地域や福祉と連携し、実効性のある計画が策定できるよう、引き続き、積極的に支援すること。

2）国主導により、都道府県域を越えた広域避難計画を策定するとともに、広域避難に際し混乱が生じることのないよう、広域避難時における避難情報の発令のあり方などについて明確化すること。

3）平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において全ブロックに早期に整備すること。

4）防災避難広場等の用地取得について、土地収用法による事業認定を受けずに譲渡所得の特別控除等の特例が適用される「特掲事業」とするよう租税特別措置法の適用を拡大すること。

### (3) 国・地方・関係事業者との連携強化

- 1) 災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は、TEC-FORCE等の迅速な派遣及び支援を実施するとともに、平常時から自治体とホットラインを確立するなど、地方との連携強化に努めること。また、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、災害対応のための組織体制の充実及び機能の強化を令和5年度以降も継続的に図ること。
- 2) 地震発生後、踏切の遮断機が長時間遮断され、住民の避難や緊急車両の通行が困難になる事態を回避するため、災害時における関係機関との間の連絡体制の整備や早期の遮断解消等に向けた対策など指定公共機関である鉄道事業者に対して必要な指導や支援を行うこと。
- 3) 帰宅困難者対策については、事業者に対する支援措置及び都市自治体に対する財政措置の拡充を図るとともに、一時滞在施設、代替輸送手段の確保について、国として積極的に取り組むこと。

また、一時滞在施設の確保のため、施設管理者への損害賠償のあり方について、検討するとともに、必要な措置を講じること。

### (4) 災害時の情報伝達手段の充実

防災行政無線について、デジタル化に係る整備費及び維持管理費等の財政措置を拡充すること。

また、災害に強い情報通信インフラを構築するとともに、災害に関する確な情報を多様な手段で提供するなど、被災エリアのすべての人々の命を守る行動を支援する仕組みの充実強化に努めること。

### (5) 防災分野におけるDXの取組の推進

国においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に基づくDXの取組を着実に推進するとともに、AI等のデジタル技術を活用した防災情報の収集や避難対策など、都市自治体の防災分野におけるDXの取組についても積極的に支援すること。

### (6) 安否不明者の氏名等公表

災害時における安否不明者の氏名等公表については、災害時の効率的、効果的な救出・救助活動に資する一方、個人情報保護への配慮が必要なことから、国主導による統一的な運用指針を作成すること。

## 8. 被災地支援の充実強化について

- (1) 被災地方公共団体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じるとともに、被災者の生活再建への支援や、災害廃棄物処理の支援など、被災地の一日も早い復旧・復興のために必要な支援の充実強化を図ること。
- (2) 災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災したすべての地域で支援を受けられるよう基準を緩和すること。

また、被災者生活再建支援法の適用については、「半壊・一部損壊」及び「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大するなど、被災者の実態にかんがみ、財政措置の充実を図ること。

- (3) 災害援護資金貸付制度については、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。
- (4) 被災自治体への支援を効果的に行うため、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の地方自治体間の支援について、災害救助法及び関係する諸制度に位置づけたうえで、幅広く財政措置を講じること。
- (5) 災害復旧・復興を着実に進めるため、公共土木施設災害復旧事業等の財政措置を拡充するとともに、事務手続きの簡素化等を図ること。  
また、早期復旧等のため、支援制度の拡充を図ること。
- (6) 罹災証明書の交付に係る被害認定調査について、被害の実態に即し、かつ迅速な判定が可能となるよう、簡素化を含む判断基準の設定を検討すること。

## 9. 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 消防車両及び救助活動用資機材の整備、高速自動車国道における消防業務、消防緊急通信指令施設の維持管理等、消防力強化に係る財政措置の拡充を図ること。
- (2) 常備消防及び非常備消防に対する交付税措置については、近年、頻発化、激甚化する災害の実態を踏まえた消防需要に的確に対応できるよう、地域の実情をより反映した措置とすること。

- (3) 消防団員の人員及び安全を確保し、消防団の機動力強化を図るため、消防団の装備の充実、消防車両の整備・更新、消防水利施設の整備等に係る財政措置の拡充を図ること。

# デジタル社会における地方創生の推進に関する重点提言

地方創生を実現するためには、国における実効性のある政策の下、国・都道府県・市町村等が相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

都市自治体においては、人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中の是正を図るという地方創生の目的を達成するため、これまで第1期及び第2期「地方版総合戦略」に基づく取組を着実に進めており、今後とも長期にわたる取組が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症による人々の意識や行動の変容、デジタル・トランスフォーメーションの進展やテレワーク・兼業といった新たな働き方の普及など、社会・経済に構造的な変化が生じている。

このような中、国においては、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の社会課題を解決し、地方活性化を加速する「デジタル田園都市国家構想」の実現を掲げている。

今こそ、同構想を推進力として、これまで積み上げてきた地方創生の取組についても一層強力に推進するとともに、東京一極集中を是正し、分散型国土の具現化を図っていくことが必要である。

よって、国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

## 1. 地方版総合戦略の確実な推進

- (1) 都市自治体が地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、総合戦略の改訂に当たっては、デジタルの力も活用しつつ従来の地方創生の取組に対しても支援を継続すること。
- (2) 地方創生の推進に当たり、国は、少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通、情報通信等の社会基盤整備の推進による地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策に重点的に取り組むこと。

また、人口減少や東京一極集中の是正等の喫緊の重要課題の解決に向け、関係省庁が連携して実効性のある取組を早急に実施すること。

- (3) 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。特に、地方移住や地方との関わりを持つことの魅力などについて、

効果的・戦略的な情報発信を進めること。

## 2. デジタル田園都市国家構想実現に向けた取組の推進

- (1) デジタル田園都市国家構想が掲げるデジタル技術の活用は、人口減少が進む地方においてこそ、農林水産業、教育、医療、交通などの様々な課題解決や地域の魅力向上に資するものであるため、地域におけるデジタル実装をはじめとした様々な取組に対し支援を充実すること。
- (2) デジタル田園都市国家構想が実現できるよう、5G・光ファイバ等のデジタルインフラの整備を推進するとともに、担い手となるデジタル人材やノウハウが不足する都市自治体に対する必要な支援を行うこと。

## 3. 地方への人の流れをつくる

- (1) 東京一極集中の是正に向け、大規模災害の発生や感染症の感染拡大がもたらすリスクも踏まえ、地方でのテレワークや「転職なき移住」を推進し、地方での仕事の創出や地方への仕事の移転、地方への移住・定住等を推し進め、分散型国土の具現化を図ること。  
また、政府関係機関の地方移転について、国が主体的に取り組み、早期に実施すること。
- (2) 地方への人の流れをつくるため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、財政措置を拡充すること。  
また、移住支援金や起業支援金については、これまでの自治体の取組が継続できるよう引き続き支援をするとともに、更なる制度の拡充や要件の緩和を図ること等により、若者を中心としたU I Jターンの抜本的強化を図ること。さらに、将来的なU I Jターンにつながる「関係人口」の拡大に向けた取組を推進すること。
- (3) 地域おこし協力隊について、地域要件の緩和や応募者の裾野の拡大を図るとともに、隊員の任期終了後の定住・定着を一層推進すること。また、都市自治体が負担する経費について、財政措置を拡充すること。
- (4) 地域経済の活性化等を図るため、女性・高齢者・外国人などの人材が地域で活躍できるよう、効果的な支援策を講じること。
- (5) 多くの若年層が就職をきっかけとして東京圏に転入していることから、都市と地方の賃金格差の解消を図ること。

- (6) 企業の地方移転を促進するための税制の優遇措置やサテライトオフィスの整備・運営に係る財政措置の拡充など、企業誘致に係る支援を充実すること。
- (7) サテライトオフィス等を整備・活用し、地方への企業進出を促進するため、デジタル田園都市国家構想交付金のうち、デジタル実装タイプ（仮称）の地方創生テレワーク型について確保・充実を図ること。

#### 4. デジタル社会における地方創生の実現に向けた財源の確保

- (1) デジタル田園都市国家構想の推進に当たっては、デジタルの力を活用しつつ、都市自治体が従来からの地方創生の取組も自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充するなど、必要な財源の確保を図ること。

デジタル田園都市国家構想交付金については、これまでの地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、その確保・拡充を図ること。

なお、交付金の申請や採択に当たり、マイナンバーカード交付率を勘案することについては、様々な事情により都市自治体ごとの交付率に差が生じている現状を十分に踏まえたうえで、地方創生の取組に支障が生じることのないよう対応すること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、疲弊した地域経済の回復を図るとともに、現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体において、新たな対策やきめ細かな行政サービスを実施できるよう、今後の感染状況や経済状況等を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとして、十分な地方財源を確保すること。

#### 5. 安心安全な暮らし

- (1) 介護職員、介護支援専門員の確保・育成・定着と一層の処遇改善を図るため、財政措置の拡充や介護職への理解の促進、介護支援相談員の資格更新時の負担軽減等の対策を強化すること。

特に、山村振興地域等について、慢性的な人材不足が生じている地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

- (2) 安心で質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科・麻酔科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在

の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

(3) 医師の働き方改革については、大学の医局等からの医師派遣の中止・削減等により、救急医療が縮小するなど、地域医療が崩壊することがないよう、地域医療の実情を踏まえ、慎重な制度移行に努めること。

(4) 孤独・孤立対策については、「孤独・孤立対策の重点計画」を踏まえ、官・民・NPO等、多様な主体の総力を結集して、それぞれの地域において、その実情に応じた施策を展開できるよう、継続的な財政支援をはじめとして必要な支援を行うこと。

(5) 複合的な課題を抱える方を必要な支援につなぐ仕組みを構築するため、教育や高齢者、障害者、女性、子どもへの福祉などの各分野を横断した多機関協働による包括的相談支援やアウトリーチ型支援の体制を整備できるよう、必要な支援を行うこと。

また、相談支援やコーディネートの能力のある社会福祉士や保健師、リンクワーカー等の専門職の養成・確保を図るため、十分な財政措置を講じること。

(6) 孤独・孤立を含め、生きづらさや複合的な生活課題を抱える方への支援については、つながりや絆を大切に作る伴走型で進める必要があり、ボランティアやNPO等の果たす役割が大きいため、そうした支援団体等の育成・確保、活動への財政支援の充実を図ること。

## 真の分権型社会の実現に向けた 都市自治の確立等に関する重点提言

都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

2. 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

特に、福祉施設等における「従うべき基準」の廃止・参酌化など義務付け・枠付けの見直しを図ること。

また、都市自治体の計画策定等について、策定を義務付けず、「努力規定」や「できる規定」としていても財政支援等の要件としているなど、都市自治体としては計画を策定せざるを得ないケースも多く、都市自治体が進める主体的な取組を阻害していることから、計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを進めること。

さらに、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 今後の地方分権改革においては、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、これまでの改革において実現に至らなかった内容を含め、住民自

治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

4. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、まずは、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

5. 指定都市をはじめとする大都市等が自立的な都市運営を行えるよう、包括的な権限移譲とそれに伴う税財源の一体的移譲を行うこと。

6. 都市自治体による自主的で主体的なまちづくりが実現できるよう土地利用関係制度に係る事務を簡素化するなど運用改善を図るとともに、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関係制度に係る権限を都市自治体に移譲すること。

7. 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。

また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。

8. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に都市自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行い、すべての自治体が円滑に事業を開始できるよう、十分な準備期間を設けること。

また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。

## 行政のデジタル化・マイナンバー制度における 地方自治体支援等に関する重点提言

人口減少と高齢化が深刻化していく中で生じる変化・課題や大規模災害、感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供していくことが求められている中、今後、国、地方自治体及び民間との役割分担の下、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、デジタル社会の実現に向けた重点計画やデジタル田園都市国家構想基本方針等に基づき、国を挙げたデジタル改革が進められることになる。

都市自治体においても、自治体DX推進計画等を踏まえ、行政手続のオンライン化の推進や情報システムの統一・標準化、適切な個人情報保護を図るなど、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、AI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが必要となる。

よって国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、住民に身近な行政を担う都市自治体の役割は極めて大きいことから、国は、都市自治体の意見を丁寧に聞き、デジタル社会を見据えた制度設計を行うなど主導的な役割を果たしつつ、都市自治体の取組を確実に支援すること。
2. 行政のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、デジタル人材の育成・確保について必要な支援を行うこと。  
また、事業者の都市部偏在による地方から都市部への人材の流出・偏在が懸念されることから、デジタル人材の確保が難しい地域が取り残されることのないよう、国として、必要な対策を講じること。
3. 行政のデジタル化に関して現在措置されている財政支援のほか、今後、新たに必要となる経費等についても確実に支援すること。

また、令和4年度までの措置となっている地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受でき

るよう、地域社会のデジタル化の推進に必要な経費を適切に計上したうえで、事業期間を延長すること。

4. 都市自治体におけるセキュリティ対策について、十分な支援を行うこと。

5. 基幹業務システムの統一・標準化の推進

(1) 各都市自治体における住民記録や地方税、福祉などの基幹業務システムについては、令和5年度から令和7年度までを「移行支援期間」と位置づけ、令和7年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準標準システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を積極的に行うとしているが、すべての都市自治体が円滑に移行できるよう、的確なスケジュールのもとに、情報提供やきめ細やかなフォローアップを行うこと。

また、自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期は様々であることから、人材面や財政面等に不安を抱える都市自治体の意見を丁寧に聴き、実情を十分留意したうえで、必要な支援を行うこと。

(2) システム移行に係る経費については、国において、十分な費用を負担するとともに、補助対象経費の拡充や補助上限額の見直しを図るなど、都市自治体の財政負担が発生しないようにすること。

(3) 標準化対象外の業務や都市自治体が独自で実施する施策について、統一・標準化が施策継続の弊害とならないよう、地域特性を踏まえた対応を可能とすること。

(4) ガバメントクラウドについて、セキュリティ対策や個人情報保護に支障が生じないよう、万全を期すこと。

(5) ガバメントクラウドの利用料については、先行事例や既にクラウドで運用している自治体の実証分析等を行ったうえで、都市自治体の意見を丁寧に聴きながら協議を進めること。

6. デジタル社会の実現に不可欠な基盤である5G・光ファイバ等のデジタルインフラの整備については、全国への速やかな展開が極めて重要であることから、離島や中山間地域など条件不利地域において確実に整備するとともに、都市と地方の格差が生じないよう地方の実情を踏まえ、万全の措置を講ずること。

7. マイナンバー制度は、公平・公正な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、行政手続がデジタル化されることにより、国民の利便性向上や行政の効率化が実現し、特に自治体による給付や災害時等の住民支援においては、迅速な対応が可能となることから、国民に正確な情報を提供しながら利用の促進を図ること。

また、マイナンバー制度を円滑に進めるため、制度の安全性や信頼性について、丁寧かつ十分に説明するなど、取得メリットを含め国民への周知徹底等を図ること。

さらに、国においては、健康保険証利用の普及を図り、各種免許証との一体化、スマホへの搭載等の国民の利便性を高める取り組みを着実に推進するとともに、都市自治体の交付体制の充実に對し財政措置を講じること。

8. マイナンバー制度導入及び運用に係る経費については、個人番号通知書及びマイナンバーカードの交付等も含め、全額を国において措置すること。

特に、システム導入及び改修に係る経費については、国の算定基準に基づく補助対象事業費を超える部分についても、地域の実態に即し確実に財政措置を講じるとともに、独自利用事務等に対する財政措置を講じること。

また、マイナンバーカードの発行数は増加していることから、都市自治体が行うマイナンバーカードの交付における事務手続きの簡素化を図ること。

9. コンビニ交付の導入促進など都市自治体の業務の負担軽減や住民の利便性の向上に資する取り組みについて、適切な財政措置を講じること。

10. 情報連携及びセキュリティ対策に係る経費について、継続的かつ十分な財政措置を講じること。

11. 情報連携を有効に活用するため、都市自治体の担当職員にとって詳細かつ使いやすい事務処理要領となるよう更新するなど、技術的支援の充実強化を図ること。

12. マイナンバーカードの制度運用に当たっては、都市自治体に対し、早急な情報提供や十分な協議・調整等を行うとともに、都市自治体の運用実態を踏

まえ、マイナンバーカードと電子証明書の有効期限の統一など、住民の利便性向上とともに都市自治体の事務的負担の軽減が図られるよう必要な措置を講じること。

13. デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報保護法の施行に当たっては、条例による運用からの大きな制度変更となることに伴い、現場に混乱の生じることがないように、適切な情報提供を行うなど、都市自治体の実情に沿った支援を行うこと。

また、個人情報の利活用については、国民の理解が得られるよう、国として解りやすく丁寧に説明すること。

14. 民間事業者における特定個人情報に関する適切な取扱いやセキュリティ対策などについて、国においても周知徹底を図るとともに、十分な支援を講じること。

## 参議院選挙区の合区の解消に関する重点提言

現在の我が国において、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組は喫緊の課題となっており、地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

については、参議院選挙区について、地域の多様な意見が国政に反映されるよう、抜本的な対応により合区を確実に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度を構築すること。

## 外国人の受入環境整備・多文化共生社会の構築に関する重点提言

今後、新型コロナウイルス感染症が収束した後には、来日する外国人の増加が見込まれることから、国においては、引き続き、外国人材の適正な受入れや受入環境整備に取り組むとともに、特定技能外国人を含め、外国人との共生社会の実現に向け、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 外国人材とその家族が、安心して安全に日本人と共に暮らせる共生社会を実現するため、国においては各種施策の充実・強化を図ること。

また、教育や医療など、在留外国人に関するすべての案件をワンストップで対応できるよう、国の窓口の更なる機能強化を図ること。

さらに、地方においても在留外国人に対する情報提供、相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置や円滑な運営が行えるよう、外国人受入環境整備交付金の拡充を図るとともに、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

2. 地方創生の観点から、特定技能外国人等が大都市圏等に過度に集中しないよう、地方の人材不足対策に配慮すること。

また、地方における特定技能外国人等の受入れが容易となるよう、監理団体への監理費や登録支援機関への委託費の軽減につながる支援策を講じること。

3. 新たに受け入れる外国人材や在留外国人に対して、都市自治体を実施する日本語教室や通訳の配置、各種相談窓口の設置、行政情報の多言語化など、受入環境整備、多文化共生社会の実現に向けた諸施策について、国は自治体の意見を十分に尊重し、積極的に支援すること。

## 都市税財源の充実確保に関する重点提言

地方分権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、国は、特に次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

### 1. 地方交付税の総額確保と法定率の引上げ

(1) 新型コロナウイルス感染症の長期化、現下の物価高騰等に伴い、住民生活や経済活動への甚大な影響が継続し、地方税財政を取り巻く環境は、引き続き、不透明な状況となっていることから、地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、デジタル化、脱炭素化の推進、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保すること。

(2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

(3) 基準財政需要額は、地方公共団体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることから、その算定に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、各都市自治体の実態をよりの確に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

(4) マイナンバーカード交付率に応じた交付税算定への検討に当たっては、交付税における財源保障機能を十分に踏まえたうえで、地域のデジタル化に必要な財政需要を的確に算定に反映する観点から、必要な財政需要を適切に措置するなど、十分に地方の意見を聞きつつ、地域の実情に即した適切な財政措置とすること。

## 2. 地方税の充実強化

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、まずは、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

特に、令和3年度における土地に係る税額の据置措置に続き、令和4年度においても商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%までとされたが、負担の公平性等にかんがみ、令和5年度においては、確実に負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策や、生産性革命の実現などの政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。更なる対象の拡充は認められず、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (3) 軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、CASE（コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化）に代表される自動車を取り巻く大きな環境変化を踏まえたうえで、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

- (4) ゴルフ場利用税については、税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。

### 3. 新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う地方財源の確保

- (1) 新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、疲弊した地域経済の回復を図るとともに、現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体において、新たな対策やきめ細かな行政サービスを実施できるよう、今後の感染状況や経済状況等を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとして、十分な地方財源を確保すること。
- (2) 特別交付税の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響にかんがみ、個別都市自治体の財政需要や財政収入をきめ細かに聴取し、的確に反映すること。

### 4. デジタル社会における地方創生の実現に向けた財源の確保

デジタル田園都市国家構想の推進に当たっては、デジタルの力を活用しつつ、都市自治体が従来からの地方創生の取組も自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充するなど、必要な財源の確保を図ること。

デジタル田園都市国家構想交付金については、これまでの地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、その確保・拡充を図ること。

なお、交付金の申請や採択に当たり、マイナンバーカード交付率を勘案することについては、様々な事情により都市自治体ごとの交付率に差が生じている現状を十分に踏まえたうえで、地方創生の取組に支障が生じることのないよう対応すること。

### 5. 国庫補助金等の補助単価等の適正化

都市自治体の事業執行に支障が生じることのないよう補助率、補助単価等を現下の資材価格の高騰等の実態に即して改善し、必要額を確保するとともに、事務手続の簡素合理化、早期内示等に努めること。

## 介護保険制度に関する重点提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 持続可能な介護保険制度について

(1) 将来にわたり安定的な制度とするため、今後の改正に当たっては、利用者の自立支援等の観点を踏まえたうえで、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。

(2) 介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

### 2. 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について

国において、必要な予算を確実に確保するとともに、都市自治体における高齢者の自立支援や重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、地域の実情を反映した適切な評価方法とすること。

また、現行の仕組みでは交付額等が不確実であることから、都市自治体が中長期的な視点で事業実施するための安定的な財源として見込めるよう適切な措置を講じること。

### 3. 低所得者対策等について

低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じること。

### 4. 地域包括ケアシステムの構築等について

(1) 地域包括ケアシステムの構築を促進するため、地域住民への普及啓発や、多様な主体が持続的に活動できる環境整備等、包括的なケアの実施に対する財政措置等の必要な支援を講じること。

(2) 地域包括支援センターの機能強化を図るため、主任介護支援専門員や保健師等の専門職の必要な人員の確保、資格要件や配置基準の見直し、研修

体制の見直し等について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

(3) 地域支援事業については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。

1) 地域支援事業の実施に係る上限額を廃止し、円滑な事業実施のための財政措置を講じること。

2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たって、都市自治体の財政や事務の負担が増大していることから、国の責任において確実な軽減措置を講じること。

## 5. 制度改正について

制度改正に当たっては、都市自治体への情報提供や意見聴取を十分に行うとともに、事務負担やシステム改修費等の財政負担に対する支援措置を拡充すること。

## 6. 介護サービスの基盤整備等について

(1) 介護保険事業計画等に基づくサービス提供の適切な実施や地域格差の是正のため、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な支援や対策を講じること。

特に、介護現場における介護ロボットの活用・ICT化の促進等については、十分な財政措置を講じるとともに、情報提供等により事業所が積極的に導入できる環境整備も併せて推進すること。

(2) 介護職員、介護支援専門員の確保・育成・定着と一層の処遇改善を図るため、財政措置の拡充や介護職への理解の促進、介護支援相談員の資格更新時の負担軽減等の対策を強化すること。

特に、山村振興地域等について、慢性的な人材不足が生じている地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

## 7. 介護報酬等について

(1) 介護報酬の改定に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、保険料の水準に留意しつつ、簡素、明快な報酬体系を構築すること。

(2) 地域やサービス等の実態に即した、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

- (3) 介護人材確保のため、処遇改善加算の対象を拡充するなど介護職員全体の賃金水準の底上げを行うこと。

# 国民健康保険制度等に関する重点提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 医療保険制度改革について

将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

## 2. 国民健康保険制度について

(1) 国保財政基盤の強化のため、平成 30 年度制度改革以降実施されている公費 3,400 億円の財政支援について、継続して実施するとともに、更なる拡充を図ること。

また、改革により保険料が上昇する保険者に対する激変緩和措置に必要な財源を十分に確保すること。

(2) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げ等、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

(3) 各種医療費助成制度等、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置について、未就学児までを対象とする子ども医療費助成に係る減額措置の廃止に留まらず、すべて廃止すること。

(4) 子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度については、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保するとともに、施行状況を勘案したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。

(5) 被保険者証の廃止に当たっては、実務的に様々な課題があることから、保険者と十分協議し、その意見を反映すること。また、国民への十分な周知徹底を図るとともに、医療機関関係者等の理解と協力が得られるよう、必要な支援を行うこと。さらに、市町村の現場に混乱を招かないよう、十分な準備・広報期間の設定、速やかな情報提供を行うこと。

- (6) 今般見直される感染症法等の運用に当たっては、都市自治体や関係者等の意見を十分に聞き、実施要領等に反映すること。
- (7) 普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は極めて重要であることから、見直しは行わないこと。
- (8) 保険者努力支援制度について、各保険者の医療費適正化への取組等に対する支援が目的であることを踏まえ、努力したすべての保険者が評価されるよう、適切な評価指標とするとともに、支援総額を確保すること。
- (9) 高額な医療費について、保険料（税）の引上げに繋がらないよう、必要な財政措置を確実に講じること。
- (10) 医療分野におけるDX推進の柱である国保総合システムの次期更改及び運用に係る費用については、財政が脆弱である国保保険者に新たな財政負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を講じること。
- (11) 市町村事務処理標準システム等について、制度の改正等により発生する改修費用については、保険者や被保険者に負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を講じること。

### 3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続すること。
- (2) 後期高齢者医療制度の改正に伴うシステム構築・改修費用等に対して、十分な財政措置を講じること。

# 子ども・子育てに関する重点提言

子ども・子育て施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. こども家庭庁について

(1) こども家庭庁において、子ども関連施策を一体的に推進するとともに関係省庁との連携強化を図ること。

また、子ども・子育て施策に係る一層の質の確保と向上がもたらされるよう、十分な財源の確保を含めた必要な措置を講じること。

なお、都市自治体は、子ども・子育て施策の実施主体であることから、子ども・子育て関連施策の見直しや拡充に当たっては、都市自治体とも十分に連携を図るとともに、各種制度の簡素化等を講じること。

(2) 若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、継続的な財政支援の充実を図るとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減等、国自らが長期を展望した少子化対策を強力的に推進すること。

また、成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障するため、制度の狭間を作らない広範囲な財政措置を含む必要な措置を講じること。

## 2. 少子化対策の充実について

(1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づく総合的な子育て支援施策を講じるため、各種支援の「量的拡充」と「質の向上」の実現に必要な財源を確実に確保すること。

また、引き続き都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。

(2) 公定価格について

1) すべての施設が安定的に運営できるよう、また、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定し、早期に提示すること。

2) 地域区分及び利用定員区分について、地域の実情に即したものとなるよう見直すこと。

(3) 多様な保育サービスの提供や保育所等の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について、地域の実情に即した十分な財政措置を講じること。

(4) 障害児の受入れや適切な支援に必要となる保育士や看護師等の人材確保について、十分な財政措置を講じること。

また、保育形態ごとに異なる補助事業を一本化すること。

(5) 保育所等における医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するため、安定的な看護師の確保や補助事業の拡充等、必要な支援を行うこと。

また、特別な配慮を要する子どもの受入れについて、地域の実情に応じて支援が実施できるよう、十分な財政措置や補助制度の拡充を図ること。

(6) 「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。

また、待機児童の解消や耐震化をはじめとする保育所等の施設整備のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図る等、必要な措置を講じること。

(7) 保育人材の育成・確保について

1) 保育士の確保及び更なる処遇改善を図るため、公定価格における基本単価や処遇改善等加算について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

特に、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業について、対象の拡充を図るとともに、令和4年10月以降も必要な財政措置を講じること。

2) 保育所等における働き方改革を推進し、保育士の勤務条件の緩和や業務負担の軽減を図るため、保育士配置基準を適切に見直すとともに、事務職員の配置等、労働環境の整備に必要な財政措置を拡充すること。

3) 新たな保育士の育成や潜在保育士の就労を促進するため、必要な措置を講じること。

また、保育士の定着化と地域格差の解消を図るため、必要な措置を講じること。

(8) 幼児教育・保育の無償化について

1) 幼児教育・保育の無償化の実施については、認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする様々な課題に対し、「幼児教育・保育の無償化に

関する協議の場」において、引き続き十分な協議を行い、都市自治体の意見を十分に反映して制度の充実・改善及び対象範囲の拡大を図ること。

また、都市自治体に新たな負担が生じないように、事務費等に対する十分な財政措置を講じるとともに、事務負担の軽減を図ること。

2) 認可外保育施設等の質の確保・向上を図るため、国の責任において、財政支援を含めた必要な措置を講じること。

### 3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進について

(1) 都市自治体が「新・放課後子ども総合プラン」に基づく質の改善や量の拡大等に対応できるよう、施設整備や運営に係る財政措置の拡充や制度の簡素化等必要な措置を講じること。

また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、補助基準額等を増額すること。

(2) 地域の実態に対応して放課後児童支援員を確保するため、処遇改善に係る財政支援の拡充を図ること。

特に、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業について、令和4年10月以降も必要な財政措置を講じること。

### 4. 児童虐待等防止対策の強化を図るための総合的な支援について

(1) 児童虐待等防止対策における都市自治体の役割が増大する中、早期発見・早期対応に必要な体制の整備や支援施策の強化のため、総合的な支援措置の充実を図ること。

また、子ども家庭総合支援拠点等の運営については、地域の実態を踏まえた弾力的な運用を可能とするとともに、補助対象事業の拡充等、十分な財政措置を講じること。

(2) 児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司をはじめとする専門人材の育成・確保等について、十分な財政措置を含め必要な措置を講じること。

なお、中核市等における児童相談所の設置については、施設整備や人材確保等に対する支援の充実を図ること。

(3) 児童虐待防止対策として、家庭に対する予防的取組や関係機関等との緊密な連携を図ることができるよう、役割分担の明確化等、必要な措置を講

じること。

#### 5. 子どもの貧困対策の推進について

すべての子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援等について、必要な措置を講じること。

また、都市自治体が地域の実情に応じた貧困対策を長期的に取り組めるよう、財政措置を含め、必要な措置を講じること。

#### 6. 全国一律の子どもの医療費助成制度の創設について

子育てしやすい社会の実現に日本全体で取り組むとともに、我が国の将来を担う子どもたちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。

## 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度に関する重点提言

生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度については、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を円滑に実施するため、所要の措置を講じること。

特に、医療扶助費については、生活保護費全体の約半分を占める状況にあり、今後も増加が見込まれることから、受給者の必要な受診を抑制すること等のないよう十分に留意しつつ、都市自治体の意見を十分に踏まえ、医療保険制度全体のあり方を含め、その適正化について検討すること。

また、制度の見直しに当たっては、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、事務負担の軽減、十分な準備期間の確保、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

なお、高齢者の受給者が増加しつつある実態を踏まえ、年金制度等の社会保障制度全般について検証し、制度の見直しを図ること。

2. 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

また、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

3. 生活困窮者自立支援制度について、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

また、制度の見直しに当たっては、持続可能な制度とするため、国と地方の協議を継続し、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

## 障害者福祉施策に関する重点提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が障害者総合支援法等に基づく事業（自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等）を安定的に運営し、障害福祉サービスを提供できるよう、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように必要な財源を確保するとともに十分な財政措置を講じること。

2. 障害者の生活実態やニーズ等、地域の実情を踏まえた制度となるよう、都市自治体と十分協議し、制度の拡充や見直しを行うなど必要な措置を講じること。

また、制度の見直しの際には、都市自治体の新制度への準備期間の確保や、具体的で速やかな情報提供と周知、システム改修等の準備・運営経費に対する財政措置等、必要な措置を講じること。

3. 障害福祉サービス事業所等が安定的に事業運営し、利用者のニーズに応じたサービスを提供できるよう、障害福祉サービス等報酬を適切に見直すとともに、障害福祉人材の確保・育成・定着に係る財政措置や処遇改善等、必要な措置を講じること。

また、報酬の地域区分については、地域の実情を踏まえた適切な区分を設定すること。

## 地域医療の確保に関する重点提言

地域医療の確保を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 医師等の確保及び偏在対策について

- (1) 安心で質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科・麻酔科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 医師や看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地域の定着等を図るため、労働環境の改善等に資する支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。  
特に、女性医師及び看護師等の復職を支援するなど、離職防止等に資する支援策を充実すること。
- (3) 新専門医制度については、医師偏在を助長すること等のないよう検証を行うとともに、都市自治体等の意見を十分に踏まえ、総合診療を行うなど地域に貢献する医師にインセンティブが働く仕組みの構築や専門医の資格取得において地域医療に従事する医師を優遇するなど、国の責任において必要な措置を講じること。

### 2. 医師偏在対策、医療従事者の働き方改革、地域医療構想等の地域医療への影響が大きい取組について、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」等において、地方と丁寧かつ十分に協議を行い、その意見を施策に反映するとともに、地域の実情に応じた十分な支援策を講じること。

特に、地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対策の実施によって、地域住民の命を守る公立・公的医療機関が担う役割の重要性が改めて認識されたことを踏まえ、再編統合を前提とすることなく、地域医療の実情を考慮し、地域の意思決定を尊重すること。

また、医師の働き方改革については、大学の医局等からの医師派遣の中止・削減等により、救急医療が縮小するなど、地域医療が崩壊することがないよ

う、地域医療の実情を踏まえ、慎重な制度移行に努めること。

### 3. 自治体病院等について

- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。
- (2) 病院事業において生じる控除対象外消費税負担が公的病院等の経営に深刻な影響を与えていることから、診療報酬や消費税の制度見直しを図るなど、必要な対策を講じること。
- (3) 都市自治体が行っている公的病院等への助成について、地域の実情に配慮した十分な財政措置を講じること。

### 4. 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療等の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

### 5. がん対策の一層の充実を図るため、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を拡充するなど、都市自治体を実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じるとともに、受診率の向上策を強化すること。

また、検診方法及び検診体制の拡充を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

### 6. 国民が等しく予防接種を受けられることができるよう、定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、おたふくかぜ、帯状疱疹等のワクチンについて、早期に定期予防接種として位置付けるとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。

## 水道事業に関する重点提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、災害対策、応急復旧対策、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・改良、再構築等が促進されるよう、財政措置の拡充等を図ること。

特に、生活基盤施設耐震化等交付金について、所要額を確実に確保するとともに、適切な単価の設定、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うなど、制度の充実を図ること。

2. 水道事業の健全経営のため、起債の融資条件や借換制度の条件緩和を図るとともに、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和すること。

また、地方の実情を踏まえた新たな財政措置等を講じること。

3. 簡易水道等施設整備費の国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図ること。

また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業及び上水道事業と統合した簡易水道事業について、財政措置の拡充等を図ること。

4. 水道事業体の広域化について、更なる支援体制を整備すること。

特に、水道事業運営基盤強化推進等事業について、採択基準の緩和や補助対象の拡大を図ること。

# 義務教育施策の充実に関する重点提言

義務教育施策の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 公立小・中学校の整備費

- (1) 都市自治体が新增築・解体・老朽化対策・防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ、補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。
- (2) 空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、十分な財政措置を講じること。

## 2. 中核市等への教職員人事権等の移譲

公立小・中学校及び義務教育学校の教職員の人事権、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

## 3. 部活動の地域移行

- (1) 専門性や資質を有する指導者の人材確保が図られるよう、必要な財政措置を講じるとともに、指導者やコーディネーター等の育成を推進すること。
- (2) 地域の実情に応じた移行が可能となるよう、国が具体的な方策を明確に示すとともに、教育課程外の学校教育活動に地域格差が生じないようにする等、所要の財政措置を講じること。

特に、受け皿となる団体や活動場所となる環境の整備充実を図るとともに、持続可能な自主運営を担保するため、必要な支援を行うこと。

## 4. 教職員確保、加配

多様な子どもたち一人一人を丁寧に指導するため、公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を策定したうえで、各分野における教員の質の向上及び確保を図ること。

特に、次の職種について特段の措置を図ること。

また、多様な地域人材を配置することができるよう、補助事業の拡充を行

うこと。

- (1) 日本語指導等、特別な配慮を要する児童生徒に対応した教員の加配を行うとともに、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」等の更なる充実を図ること。
- (2) 小・中学校での英語教育をより効果的なものにするため、正規職員の確保や地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置の拡充を図ること。
- (3) 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育に対応する教職員定数の拡充を行うとともに、十分な財政措置を講じること。
- (4) 健康相談活動等を行う養護教諭や医療的ケア児の支援を行う看護師の配置充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

## 5. 支援員等専門職の確保

インクルーシブ教育の理念に基づき、特別支援教育を支える支援員、コーディネーター等の適正配置について、十分な財政措置を講じること。

また、特別支援教育を必要とする学齢児童生徒への支援体制の充実を図ること。

## 6. G I G A スクール構想の推進

- (1) I C T 環境の維持・改善等については、すべての団体において的確に対応することができるよう、国の責任において必要な財政措置を継続して講じること。
- (2) デジタル教科書の導入が円滑に促進されるよう、都市自治体に対し、十分な財政措置を講じること。  
また、将来的には、デジタル教科書が無償となるよう、所要の制度改正を図ること。
- (3) 都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等に係る経費について、継続的かつ十分な財政支援を講じること。

## 公共事業に関する重点提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国土強靱化、防災・減災対策を加速化し、都市基盤の計画的かつ着実な整備を推進していくため、必要な公共事業予算を安定的に確保すること。

また、事業の計画的な実施に支障が生じることのないよう、現下の資材高騰等を踏まえ、補助限度額の引上げを行うとともに、必要な財源を確実に確保すること。

2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の計画的な事業執行に支障を来すことのないよう十分な予算を確保し、適切に配分すること。

3. 公共施設等の老朽化対策については、点検を含め、防災・安全交付金等による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

また、公共施設等適正管理推進事業債については、対象の拡大、要件の緩和を図るとともに、除却事業も元利償還金に対する交付税措置を講じるなど、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に係る財政措置の更なる拡充を図ること。

4. 人口減少等の社会情勢を踏まえつつ、下水道未普及地域の整備促進や高度処理の推進を図るため、下水道整備に係る財政措置を拡充すること。

5. 下水道は大量のストックを有し、今後施設の老朽化が一層進行することを踏まえ、引き続き、耐震化も含め、改築・更新に係る十分な財政措置を講じること。

また、近年頻発する豪雨による浸水への対策や浸水想定区域図の作成支援に係る財政措置を拡充すること。

## 道路整備財源の確保等に関する重点提言

地方が真に必要とする道路整備を促進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備を計画的に実施できるよう必要な財源を長期安定的に確保すること。

また、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. ミッシングリンクの解消、新たな国土軸の形成及び大規模災害時における代替性確保等のため、高速自動車国道、一般国道及び地方道等について、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで早期に整備すること。

3. 重要物流道路については、地方の実情を十分踏まえ指定するとともに、当該道路の機能強化及び整備を重点的に支援すること。

4. 高速自動車国道等における暫定2車線区間については、事故防止対策を推進するとともに、早期に4車線化すること。

5. 道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

また、橋梁等の点検については、地方の実情を踏まえ、その方法や頻度のあり方を見直すとともに、幅広く地方財政措置を講じること。

6. 子供を交通事故の被害から守るため、緊急安全点検の結果を踏まえ、交通安全施設等の整備の一層の促進を図るとともに、歩道の設置・拡充、自転車の利用空間の分離、防護柵の設置等により安全・安心な歩行空間の整備を強力に推進すること。

## 運輸・交通施策等に関する重点提言

運輸・交通施策の更なる推進、地域生活交通の維持及び地域の振興を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 地域公共交通に対する総合的支援

- (1) 地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、十分な予算を確保し、交通事業者の安定的な運営に向けて支援を拡充すること。
- (2) 地域の交通手段を維持・確保するため、地域公共交通の再構築に当たっては、国全体の公共交通ネットワークのあり方に関わる問題であることから、国が積極的に関与し、具体的な協議においては「廃止ありき」という前提を置かず、関係自治体の意見を十分に反映できるものとする。また、各地域の先進的な取組を全国に共有するため、情報提供を行うこと。
- (3) 公共交通関係施設のバリアフリー化が推進されるよう、財政措置の拡充など十分な支援を講じること。
- (4) 都市自治体を実施する免許返納後の高齢者などの交通弱者に対する移動支援について、財政支援を講じること。

### 2. 新幹線の早期全線開業等

- (1) 整備新幹線については、沿線都市自治体に過度な負担が生じないよう整備事業費の地方負担のあり方を見直すとともに、建設財源を安定的に確保したうえで、早期に全線開業すること。
- (2) 新幹線の利便性向上のため、運送力強化や乗り換え不便の解消、二次交通の充実等に資する支援を行うこと。また、新駅の開業効果を高めるため、沿線自治体が行う駅周辺地域の道路等の整備に当たっては、社会資本整備総合交付金の重点的な配分を行うこと。
- (3) 整備新幹線の並行在来線の安定的な経営維持と利便性向上のため、財政措置の拡充を含め適切な支援措置を講じること。
- (4) 基本計画に定められている路線については、整備計画への格上げに向けた調査を実施すること。

### 3. 港湾・海岸整備事業の促進

- (1) 港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、国土強靱化の取組を推進すること。
- (2) 津波、高潮、高波、海岸浸食等の自然災害から国民の生命・財産を守るため、防波堤及び防潮堤の整備、海岸保全施設等の耐震化など港湾・海岸における防災・減災対策を推進するとともに、必要な予算を確保すること。
- (3) クルーズの再興に向けて、徹底した感染症対策が行えるターミナルの整備を図るなど、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。

### 4. 「離島振興法」について、著しい人口減少や高齢化の進展など、離島の置かれている実情を踏まえ、各種施策に適切な配慮が講じられるよう令和5年度以降も延長すること。

# 農林水産施策に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 経営所得安定対策等の充実強化

(1) 経営所得安定対策については、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重し、制度の拡充や運用改善を図ること。

(2) 米政策改革の推進に当たっては、米の需給及び価格の安定が図られるよう米価下落等に対するセーフティネットの充実を図ること。

また、主食用米の需要拡大と米粉用米や飼料用米等の生産・利用拡大について効果的な対策を実施すること。

(3) 水田活用の直接支払交付金については、速やかに法制化したうえで、農業経営に支障が生じることのないよう、支援施策の充実を図り、必要な予算を確保すること。

また、見直しが行われた同交付金の運用に当たっては、耕作放棄地の増加や離農者の増加に繋がらないよう、生産現場の課題を踏まえたうえで慎重に検討すること。

(4) 農作業の省力化や低コスト化に向け、スマート農業等を活用し、生産技術等の高度化を推進すること。

2. 肥料・飼料・燃料油をはじめとする生産資材等の価格高騰により、生産コストが上昇し、農林漁業者の経営を圧迫していることから、今後も状況の推移を見つつ、これら価格高騰対策を継続・拡充するとともに、肥料・飼料等の国産化の推進等により、危機に強い安定供給体制を構築すること。

3. 現下の円安環境を活かした農林水産物の輸出拡大に向け、海外展開に取り組む農林漁業者へのサポート体制を強化するとともに、必要な施設整備を促進すること。

#### 4. 担い手対策等の推進

##### (1) 農業経営基盤強化促進法における「地域計画」策定への対応

- 1) 目標地図を含む「地域計画」の策定に当たっては、これまで地域が着実に積み上げてきた人・農地プランの取組を最大限に生かしつつ、地域の自主性が発揮される仕組みとすること。
- 2) 「地域計画」については一律の策定とせず、農業経営基盤強化促進基本構想を定めた市町村が地域の実情を踏まえた対応ができるようにすること。
- 3) 地域の関係者に混乱が生じないように、国の責任において丁寧な説明を通して周知を徹底し、役割分担を明確にするとともに、関係者の理解醸成を図ること。
- 4) 都市自治体の限られた人員による対応となるため、その策定期間については、地域の実情に応じた十分な時間が確保されるよう柔軟に対応すること。
- 5) 農業の担い手や農地の受け手、都市自治体における農業関係職員の確保・育成、コーディネーター等の専門人材の派遣やデジタル技術の活用に係る支援、関係者の事務負担の軽減、十分な財政支援など、万全の措置を講じること。

なお、地域計画の策定等を国庫補助事業の要件とすることなどにより、各種支援措置に影響が及ぶことがないよう配慮すること。

- (2) 認定農業者、経営継承者や集落営農組織等の担い手を育成・確保するためのサポート体制や研修の充実等の支援措置を拡充すること。
- (3) 新規就農者育成総合対策については、交付要件の緩和や都市自治体の事務負担の軽減等を図るとともに、認定新規就農者等に安定的かつ継続的な支援ができるよう十分な予算を確保すること。

#### 5. 貿易交渉に係る適切な対応

T P P 11 協定、日 E U ・ E P A、日米貿易協定及び日英 E P A の発効に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、総合的な T P P 等関連政策大綱に基づき、体質強化や経営安定、輸出拡大等について万全の対策を講じること。

また、同大綱に基づく施策に係る財源については、既存の農林水産予算に

支障を来さないよう確保すること。

## 6. 農業農村整備事業等の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、当初予算において必要額を確保すること。
- (2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策等を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (3) 近年の激甚化・頻発化する豪雨災害にかんがみ、防災重点ため池や農業用ため池の管理及び保全に関して十分な財政措置を講じること。

## 7. 農山村の活性化

- (1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう拡充や運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- (2) 中山間地域や棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域等、農山村の振興・活性化のための支援措置を拡充すること。
- (3) 持続可能な力強い農業を育てるため、地域資源を活用した農業の6次産業化に係る財政措置を拡充すること。

## 8. 鳥獣被害対策の充実強化

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。  
また、鳥獣被害対策については、地域の実態に即した取組への支援や被害を受けた農業施設復旧、防護柵の更新、ICTを活用した取組等が効果的に推進できるよう十分な予算措置を講じること。
- (2) 有害捕獲に係る捕獲活動経費及び捕獲機材の導入経費に対する補助の上限単価の引上げや捕獲確認の簡素化等を図るとともに、捕獲等に必要な技術研修等への支援措置を拡充すること。

## 9. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

- (1) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、

畜種ごとの特性に応じた対策を推進するとともに、需要の維持・創出に向けた消費喚起策を長期的に講じること。

また、飼料の価格高騰対策を継続・拡充するとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。

- (2) 生産コストの削減などにより、収益力や生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

#### 10. 家畜伝染病対策の充実強化等

- (1) 海外からの家畜伝染病については、国内侵入を防止するため、検疫体制の強化など、水際対策を一層強化・徹底すること。

- (2) 都道府県が行う高病原性鳥インフルエンザやCSF等の防疫措置に協力する都市自治体の人件費については、十分な財政支援を講じること。

- (3) CSFの終息に向け、野生イノシシによるCSF感染拡大防止を図るための防疫措置など、総合的なCSF対策を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、防疫措置等の明確な解除基準を設定するとともに早期解除に向けた取組を推進すること。

- 11. 森林経営管理制度が円滑に推進されるよう国の責任において、林業経営者に対して周知を図るとともに、都市自治体の事業実施体制の強化・整備に向けて、万全の措置を講じること。

- 12. 林業の担い手の確保・育成及び労働安全対策を推進するとともに、都市自治体や林業経営者の取組に対する支援を充実すること。

また、林業の経営安定化に係る財政措置を拡充すること。

- 13. 計画的な森林施業や私有林等の整備、林道・作業道の維持管理等、森林整備事業に係る財政措置を拡充すること。

- 14. 国産材の利用拡大を推進するため、CLTの普及、住宅木材利用促進及び公共施設をはじめとした建築物等の木造化・木質化などに係る支援措置を拡

充すること。

また、多様化する木材需要に対応するため、流通販路の拡大に資する施策を推進すること。

15. 林地台帳制度の運用に当たっては、森林情報の充実と共有を図るとともに、森林の計画的な整備・保全を推進するため、都市自治体への支援を強化すること。

#### 16. 水産政策の着実な推進

(1) 水産資源管理制度の運用に当たっては、漁業者等関係者の理解と協力を得たうえで、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画により推進すること。

(2) 海外での風評被害に対して、我が国の水産物の安全性が確保されている等を示し、科学的根拠に基づかない輸入制限措置等の対応が採られないよう、国の責任において積極的に働きかけるとともに、その影響を受けた漁業者に対する支援を講じること。

(3) 関係諸国との漁業交渉を強力に推進し、漁場の確保及び国際的な資源管理の一層の推進を図ること。

(4) 我が国周辺の排他的経済水域内における違法操業に対する漁業取締体制を一層強化するとともに、密漁の発生防止に向けて万全の対策を講じること。

(5) 漁業の担い手を確保し、年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立できるよう漁船取得や独立自営への支援等、新規就業者の確保・育成対策を継続・拡充するとともに、水産基盤整備等に必要な財政措置を講じること。

17. 大規模自然災害の被災地における農業者が早期に営農を再開できるよう災害復旧事業を柔軟かつ弾力的に運用するとともに、改良復旧事業について更なる推進を図ること。

## 脱炭素社会の実現に関する重点提言

地域における脱炭素社会の実現に向け、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 地域の脱炭素化に向けた取組の推進

(1) 特定の主体が過度の責任や負担を抱えることなく、すべての関係主体が責任や負担を分かち合い、それぞれの実情に応じて自主的・主体的に脱炭素社会の実現に取り組むことができる仕組みを構築すること。

(2) 地域の脱炭素化に当たっては、まず国がイニシアティブを発揮し、関係主体の取組を促進するとともに、広域的なまとまりの中で関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められる仕組みを構築すること。

また、地方公共団体実行計画の策定・改定や地域脱炭素化促進事業等に取り組む都市自治体が円滑に進めることができるよう、必要に応じて、国の地方支分部局や都道府県による支援を確実に実施すること。

(3) 脱炭素地域づくりに取り組むすべての地域や主体の多様な取組を支援するため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付対象、申請上限額、事業期間を大幅に拡充するとともに、所要額を確保すること。

また、それぞれの実情に応じた柔軟な活用ができるよう、より一層の運用改善を図ること。

(4) 地域脱炭素の推進に係る計画策定や庁舎等への太陽光発電設備の設置、電動車の導入など、都市自治体が自ら実施する脱炭素化の取組について、十分な財政措置を講じること。

(5) 都市自治体のマンパワーや地域の脱炭素化において中核的な役割を担う人材が不足していることから、都市自治体のニーズに応じた専門家の派遣等にワンストップで常時対応する体制の構築、研修の充実など、地域人材の育成・確保に係る支援措置を継続・拡充すること。

(6) 都市自治体が地域の現状把握や脱炭素化に関する計画、施策等のPDCAサイクルを効率的かつ効果的に回すことができるよう、必要な統計データや知見、ノウハウ等をワンストップで常時提供する情報基盤を整備すること。

(7) 各地域が特性や実情に応じた脱炭素化の取組を推進できるよう、炭素吸

収・再生可能エネルギー導入ポテンシャルや気候、産業構造等の自然的・社会的条件ごとに、先進・優良事例や具体的な取組手法等を迅速かつ継続的に情報提供すること。

## 2. 地域と共生・調和した再生可能エネルギーの導入・拡大

- (1) 再生可能エネルギーの導入・拡大の促進に当たっては、環境や景観の保全、系統制約の克服等の課題への適切な対応、地域の脱炭素化と雇用・産業の創出や災害対応力の強化といった地域課題の解決の同時達成など、関係主体が地域との共生・調和を図りながら、各地域の特性や実情に応じて取り組むことができるよう、必要な措置を講じること。
- (2) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施されるよう、発電事業者への事業計画作成時の地域住民に対する説明の義務付けや防災、環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法令等を整備し、適切に運用すること。
- (3) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるようリユース・リサイクルや適正処理に関する制度、発電事業の終了時等に適正に対応するための仕組みなどを早急に構築し、実施すること。

## 3. 国の主体的な関与の下、電力系統の増強を迅速かつ確実に推進すること。

また、「日本版コネクト&マネージ」の具体化や先着優先ルールの見直しなど、実効性のある系統運用の改善を遅滞なく行うこと。

# 廃棄物・リサイクル対策等の推進に関する重点提言

廃棄物・リサイクル対策等を推進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 廃棄物処理施設の整備等の推進

(1) 循環型社会形成推進交付金については、交付申請額が満額交付されるよう所要額を確実に確保するとともに、交付率の引上げや対象事業の拡大、要件の緩和など、財政措置を拡充すること。

特に、施設の新設はもとより、基幹的改良や修繕等に係る支援措置を充実すること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費については、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置を拡充すること。

## 2. 循環型社会の形成推進

(1) リサイクルを更に推進するため、「川上から川下まで」トータルで取り組む必要があるとの認識に立ち、特定の主体が全責任を負うことなく、各主体が応分に責任を負担しつつ協働していく制度を構築すること。

その際、市町村にとって財源と人材に裏打ちされた制度とすること。

(2) リサイクルできない品目だけをリストアップし、それ以外の品目すべてをリサイクルすることとするなど、「簡素で分かりやすい」システムを検討し、持続可能な制度を構築すること。

(3) リサイクル率向上に配慮した再生利用が容易な製品設計を製造事業者に義務付けるとともに、リサイクル費用について、前払い方式や製品価格への上乗せを実施すること。

## 3. 持続可能なプラスチック資源循環の推進

(1) プラスチック資源の分別収集及びリサイクルに係る費用について、事業者に変更する負担を義務付けるとともに、都市自治体の負担分については十分な財政措置を講じること。

(2) 分別回収品目の追加や資源回収量の大幅な増加等により、分別回収体制

の変更や住民への周知、回収・リサイクル設備の効率性向上及び処理能力の確保、中継施設の整備・運営等が新たに必要になるため、財政措置をはじめ、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うこと。

- (3) 住民の協力による適正な分別排出が促進されるよう必要な措置を講じるとともに、事業者による自主回収の拡大、民間リサイクル事業者の技術開発・インフラ整備に係る支援、再生素材の利用促進等に責任を持って取り組むこと。
- (4) 事業者がプラスチック資源循環に資する環境配慮設計やリユース容器・製品の利用、過剰な使用の削減、代替素材への転換等に取り組める環境を整備すること。

#### 4. 家電リサイクル制度の見直し

- (1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う前払い方式に改めること。
- (2) 不法投棄された廃家電製品の撤去運搬・リサイクル費用等については、国費による財政支援制度を創設するなど、広く関係者が負担を分かち合う仕組みを充実すること。
- (3) 義務外品の回収について、今後の販売方法・購買行動の多様化等に見合った、小売業者の引取義務が徹底して果たされる仕組みを構築すること。
- (4) 「家電リサイクル法」で定められた対象品目要件を緩和し、電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーター、冷媒ガス類等を使用した除湿器など、市町村によるリサイクル等が困難な製品を対象品目に追加すること。

#### 5. 容器包装リサイクル制度については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任を強化・明確化するとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。

特に、都市自治体の収集運搬・選別保管等に係る負担を軽減すること。

#### 6. 旅行客等が排出するごみの回収等に係る経費について、地方交付税の算定において入込客数を反映するなど、財政措置を講じること。

#### 7. 都市自治体の漂流・漂着・海底ごみ対策等に係る財政措置を充実するとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ等の実態把握及び発生抑制対策

を講じること。

8. 浄化槽の老朽化にともなう整備・更新等に係る財政措置を拡充すること。